

農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。

平成16年 4月 7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲 斐 利 幸

農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて（合併協定項目番号：9）

農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて次のとおりとする。

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙で選任された委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き選挙委員として在任する。

在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区は3とし、矢部町、清和村、蘇陽町にそれぞれ1選挙区を設ける。

なお、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた場合、新町において農業委員会委員の定数について検討する。

平成16年4月7日 確認

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	産業	分科会名	農地
事務事業番号	1	事務事業名	農業委員の定数、任期

事務局報告年月日		平成16年 月 日
提出責任者	専門部会長	今村日出海
"	分科会代表	片倉 城司

調整方針	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙で選任された委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き選挙委員として在任する。在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区は3とし、矢部町、清和村、蘇陽町にそれぞれ1選挙区を設ける。なお、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた場合、新町において農業委員会委員の定数について検討する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
委員の定数	定数22人(女性農業委員 2人) 選挙委員 15人 選任委員 7人 (議会推薦5人、農協推薦1人、農業共済1名)	定数16人(女性農業委員 2人) 選挙委員 12人 選任委員 4人 (議会推薦3人、農協推薦1人)	定数16人(女性農業委員 0人) 選挙委員 12人 選任委員 4人 (議会推薦3人、農協推薦1人)	面積要件等について 町村面積 ・矢部 296.42 ・清和 129.49 ・蘇陽 118.92 計 544.83k m ² (54,483ha) 農家戸数農地面積(2000年センサス) ・矢部 1,591戸 2,199.95ha ・清和 572戸 833.67ha ・蘇陽 733戸 1,013.65ha 計 2,896戸 4,047.27ha 町村面積要件から、農業委員会は設置の原則である1つの委員会を設置するか、特例による2以上の委員会を設置することができる。 合併後、1農業委員会を設置する場合、原則50日以内に新たに選挙を行うか、在任特例の合併町村の選挙委員80名以内で新町の選挙委員として在任することができる2とおりの取り扱いとなる。(選挙委員の現在数合計39名) 選任委員は合併後、新たに選任されることとなる。
選挙人の数	4、676人(1647戸)	1、468人(560戸)	2、436人(860戸)	H・15・3・31現在
委員の任期	任期 平成16年2月1日～平成19年1月31日	任期 平成13年9月30日～平成16年9月29日	任期 平成14年7月20日～平成17年7月19日	合併選挙を実施した場合、委員、職員が不在となり事務執行の停滞が懸念される。 任期については、部会での検討が必要。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会は、市町村に1つ置かれ、その選挙による委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）第7条、第15条に定められています。市町村の合併が行われた場合の選挙による委員の任期の取扱いについては、合併特例法第8条（農業委員会の任期等に関する特例）、農委法第34条（境界の変更の特例）にそれぞれ特例措置が規定されています。以下、農業委員会に関する取扱いを説明します。

1 農業委員会の設置の原則

農業委員会は、市町村に必置の行政機関であり、1市町村1農業委員会が原則です。

- ・「地方自治法」第180条の5第3項第1項
- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第1項

2 農業委員会設置の特例

区域が著しく大きい市町村（区域面積24,000haを超える）または、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村（農地面積7,000haを超える）にあっては、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、「同施行令」第1条の3

3 市町村合併に伴う農業委員会の取扱い（概要）

市町村合併に伴う農業委員会の取扱いについては、上記1で述べたとおり、「合併後1つの農業委員会を置くこと」が原則となります。

ただし、上記2で述べた面積要件を満たした場合にあっては、特例として「合併後2以上の農業委員会を置くこと」ができます。なお、この場合であって「従前の区域ごとに農業委員会を複数置いた場合」は、農業委員の任期等に関して農業委員会に関する法律第34条の規定に基づく特例があります。また、選挙委員の任期等に関しては、「市町村の合併の特例に関する法律」により、在任特例があります。

区 分		説明箇所(次頁以降)	根 拠 法 令
合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合	原則	4の(1)：新設合併 5の(1)：編入合併	農業委員会等に関する法律第3条第1項
	在任特例	4の(2)：新設合併 5の(2)：編入合併	農業委員会等に関する法律第3条第1項 市町村合併の特例に関する法律第8条第1項
合併後の新市町村に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原則	4の(3)：新設合併 5の(3)：編入合併
		在任特例	4の(4)：新設合併 5の(4)：編入合併
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	4の(5)：新設合併 5の(5)：編入合併

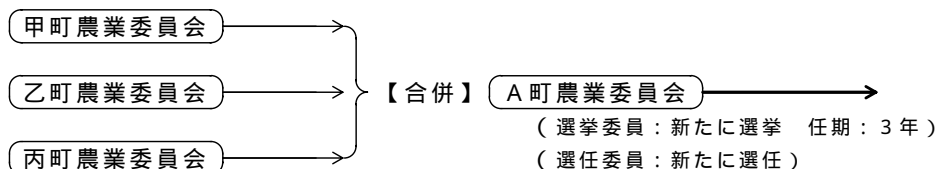
以上が、市町村合併に伴う農業委員会の取扱いとなりますが、この取扱いは、市町村合併の形態（新設または編入）によって、取扱いが異なります。そこで、合併の形態ごとにそれぞれの取扱いについて以下説明します。

4 「新設合併」の場合の取扱い

(1) 「合併後1農業委員会を設置」(原則)

合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い)、新設の市町村につき1個の農業委員会となります。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行います。また、選任委員についても速やかに選任します。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条



(2) 「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

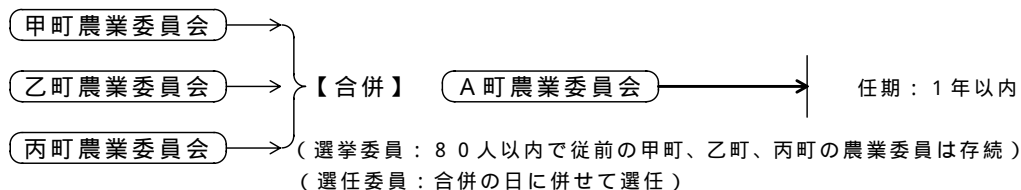
市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができます。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10人以上80人以下で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。)

また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、農業委員会の設置による一般選挙を行うこととなります。

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。

- ・「市町村合併の特例に関する法律」第8条第1項、第2項

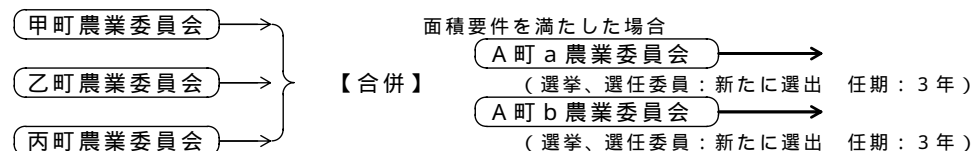
また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日に併せて速やかに選任する必要があります。



(3) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、2で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができます。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併後速やかに選任します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

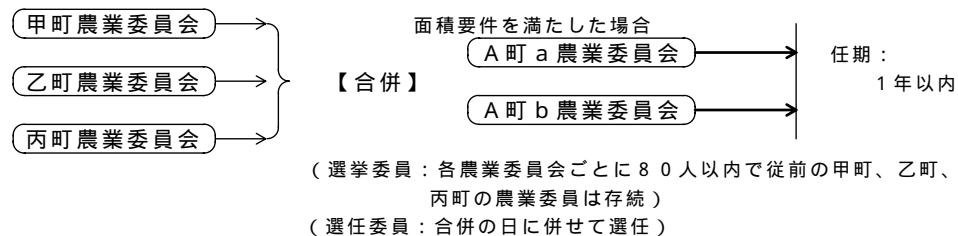


(4) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に(2)で述べた選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

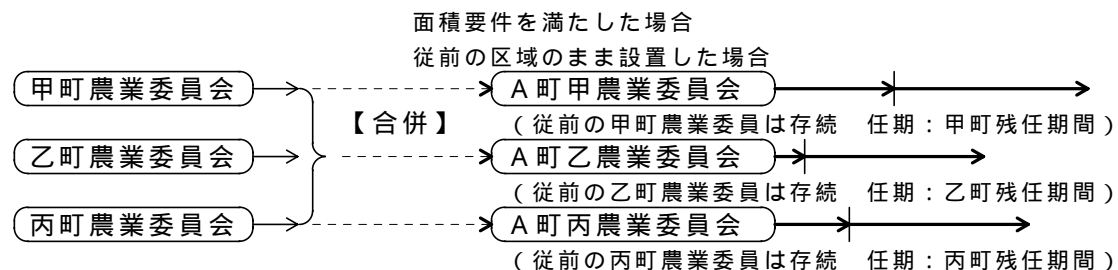
なお、この場合の選任委員については、(2)と同様に合併後の日に併せて選任することとなります。



(5) 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、2で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

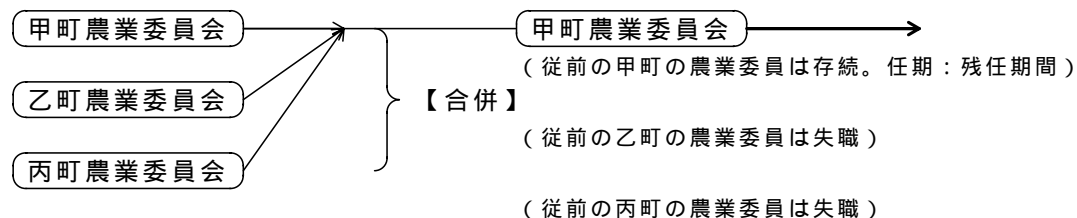
・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第1項



5 「編入合併」の場合の取扱い

(1) 「合併後1農業委員会を設置」(原則)

編入される市町村の農業委員会は廃止され(したがって、編入される農業委員会の選挙委員、選任委員はともに身分を失い)、編入した市町村につき1個の農業委員会となります。(編入した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しません。)



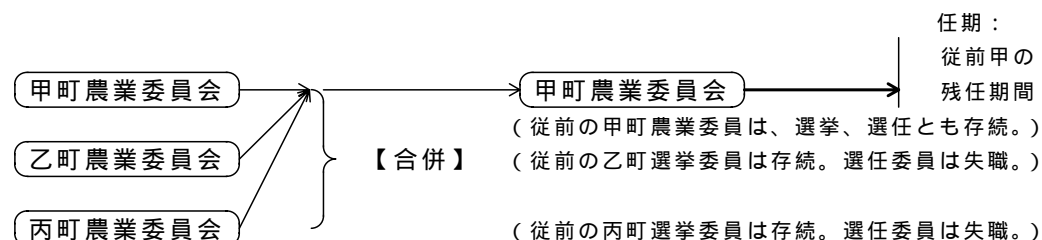
(2) 「合併後 1 農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの(すなわち、編入される側の市町村の選挙委員)は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができます。(40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。)

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。

・「市町村合併の特例に関する法律」第8条第1項、第2項

また、選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続しますが、編入された農業委員会の選任委員は、失職します。

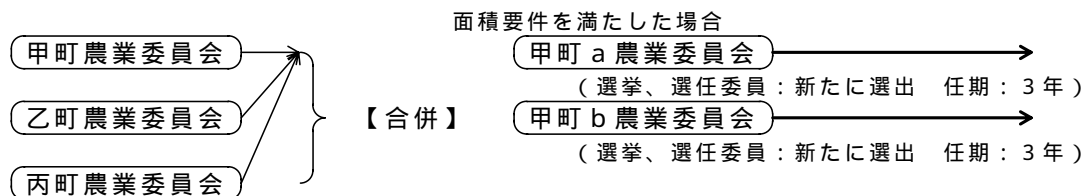


ただし、乙町と丙町選挙委員の合計は40人以内

(3) 「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、2で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができます。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに合併後速やかに選任します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

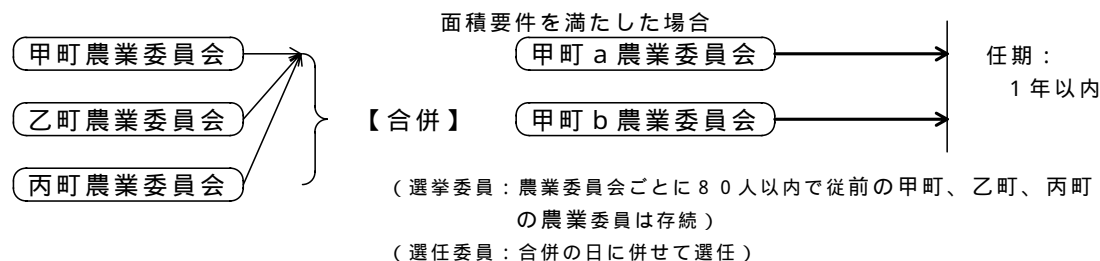


(4) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に(2)で述べた選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村(編入した市町村)は、新たに設置された合併市町村とみなされることになっています。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

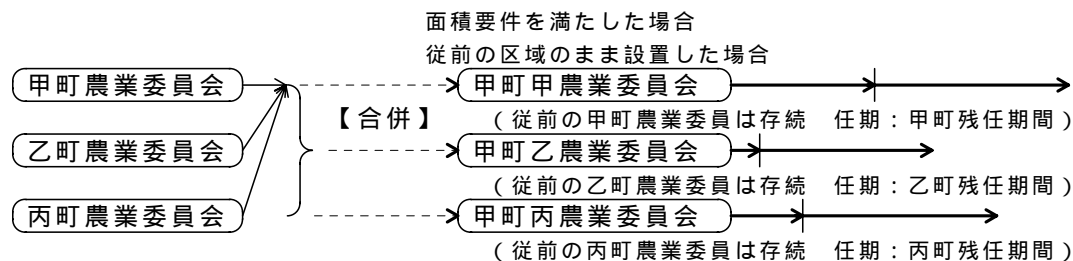


なお、この場合の選任委員については、(2)と同様に合併の日に併せて選任することとなります。

(5) 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、2で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、これらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条



以上が、市町村合併に伴っての農業委員会の取扱いとなります。次に、上記の取扱いにより農業委員会を新たに設置した場合に生じる選挙委員の定数及び選挙委員定数と農地部会との関係について概略を説明します。

6 選挙委員の定数について

農業委員の選挙委員の定数については、農地面積、基準農業者数による定数基準が以下の3段階定められています。この基準の中で、各市町村が条例で定数を定めることとなります。

・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項、「同施行令」第2条の2

農地面積 5,000ha を超え、かつ、基準農業者数 6,000 を超える農業委員会 40 人以下

農地面積 1,300ha を超え、かつ、基準農業者数 1,100 を超える場合であって、 に該当する農業委員会以外の農業委員会 30 人以下

農地面積 1,300ha 以下、又は、基準農業者数 1,100 以下の農業委員会 20 人以下

7 「新設合併」の場合の定数の定め方

農業委員の選挙委員の定数については、市町村の条例で定めることとなっていますが、新設合併の場合、原則としては、合併時に議会が存在しません。その場合は、合併前に関係市町村の協議により「農業委員会等に関する法律施行令」第2条の2の定めるところにより定数を協議しておき、合併後、職務執行者の専決処分により条例を制定することが一般的です。なお、この場合、次の議会においてこれを報告し、その承認を求めることとされています。

・地方自治法第179条第1項、第3項

・地方自治法施行令第1条の2第1項

8 農地部会について

6で述べた定数基準に従い定数を定め、その定数を21人以上とした場合は、「農地部会」が必置となります。また、その他の部会を設置することも可能です。

・「農業委員会等に関する法律」第19条

つまり、農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超える農業委員会にあっては、選挙委員の定数を定める場合、21人以上の定数を定めることができますが、その場合は、「農地部会」を設置しなければならないこととなります。

9 農地部会の構成

選挙委員が互選した者10人から15人

農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した者

市町村議会が推薦した選任委員が互選した者

委員の定数は、市町村の条例で定めます。この場合、 の委員の定数の合計は、 の委員の定数の3分の1を超えないように定めなければなりません。

・農業委員会等に関する法律第19条第2項、第6項

10 農地部会の所掌事項

農地部会は、「農業委員会等に関する法律」第6条に規定する農業委員会の所掌事務のうち、以下の事項について所掌します。また、その所掌事務については、部会の議決が農業委員会の決定となります。すなわち、部会が設置された場合は、その所掌事項については、農地部会が最終意志決定機関となります。

- ・農業委員会等に関する法律第19条第1項、同法第22条第1項

【所掌事項】

- ・「農業委員会等に関する法律」第6条第1項第1号業務
農地法その他の法令により農業委員会の権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法等によりその権限に属させた事項
- ・「農業委員会等に関する法律」第6条第1項第2号業務
土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附属する事項
- ・「農業委員会等に関する法律」第6条第2項第1号業務
農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項
- ・「農業委員会等に関する法律」第6条第2項第2号業務
農地等の交換分合のあっせんその他農地事情の改善に関する事項

11 熊本県内の市町村における農地部会の現状（参考）

熊本県内の市町村において、上記6の、に該当する市町村とその市町村の条例で定められた定数及び農地部会の関係は以下のとおりです。

(H13.10.19現在)

	農地面積(ha)	農家戸数	定数の上限	定数	農地部会
熊本市	7,337	6,289	40	40	
宇土市	1,576	1,633	30	18	×
玉名市	2,156	2,438	30	15	×
山鹿市	1,899	1,490	30	20	×
植木町	1,983	1,801	30	19	×
菊池市	2,101	1,734	30	16	×
大津町	1,896	1,148	30	17	×
阿蘇町	3,240	1,643	30	20	×
益城町	1,848	1,256	30	15	×
矢部町	2,199	1,591	30	15	×
八代市	3,914	3,003	30	20	×
人吉市	1,323	1,514	30	15	×
錦町	1,702	1,104	30	12	×
多良木町	1,576	1,213	30	15	×

農地面積、農家戸数については、2000センサスによる。

市町村合併に伴う農業委員会の取扱い：「新設合併」の場合

区 分		説明箇所	選 挙 委 員			選 任 委 員	備 考 (要件等)	備 考 (根拠法令)	
			選出方法等	定 数	任 期				
合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合		原則	4の(1)	新たに選挙	条例で定める数	3年	新たに選任	農委法第3条第1項 公選法第33条第3項	
		在任特例	4の(2)	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	協議により80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項 第1号及び第2項	
合併後の新市町村に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原則	4の(3)	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市町村の区域面積24,000ha または、農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 公選法第33条第3項
		在任特例	4の(4)	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	新市町村の区域面積24,000ha または、農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 合併特例法第8条第3項
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	4の(5)	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市町村の区域面積24,000ha または、農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 農委法第34条第1項

選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」必置となります。

市町村合併に伴う農業委員会の取扱い：「編入合併」の場合

区 分		選 挙 委 員				選 任 委 員	備 考 (要件等)	備 考 (根拠法令)	
		説明箇所	選出方法等	定 数	任 期				
合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合	原則	5の(1)	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。		農委法第3条第1項	
	在任特例	5の(2)	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	編入した市町村の従前の定数+協議により40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。		農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項 第2号及び第2項	
合併後の新市町村に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原則	5の(3)	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 公選法第33条第3項
		在任特例	5の(4)	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 合併特例法第8条第3項
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例2	5の(5)	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 農委法第34条第2項

選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」が必置となります。

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令

【法令】

農業委員会等に関する法律

第3条〔設置〕

- 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
 - 前項の規定により、その区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事に承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
 - 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
 - その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものあつては、市町村長は、当該市町村の農業委員会を置かないことができる。
 - 市町村長は、第2項の場合にあつては書く農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第7条〔選挙による委員〕

- 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第12条【選任による委員】

- 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人
 - 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所挙に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

第15条〔委員の任期〕

選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委賞を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第34条〔境界の変更の場合の特例〕

- 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包括することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

第2条の2〔選挙による委員の定数の基準〕

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農家数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(選挙区の基準)

第五条

法第十条の二第二項の規定により農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合には、その分けてもうけられるすべての選挙区につき、その農地面積が五百ヘクタールとなるか、又は基準農業者が六百以上となるようにしなければならない。

市町村の合併に関する法律

第 8 条 [農業委員会の委員の任期等に関する特例]

市町村の合併の際合併市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその区域に農業委員会を置く場合又は同法第 53 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下 [指定都市] という）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

公職選挙法施行令の準用

(選挙の単位)

第 10 条の 2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。

(改正) 平 11 法 087

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

先進地事例

北上市

新市に 1 つの農業委員会を置き、3 市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第 5 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が 5 人、議会推薦委員 5 人とする。

ひたちなか市

新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用し、平成 8 年 7 月 19 日まで 2 市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置する。

あきる野市

新市に 1 つの農業委員会を置き、2 市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。

篠山市

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。